

子育てに関する手当のしくみ

児童手当

児童手当とは

家庭等における生活の安定と、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長のために、児童を養育している方に対して支給しています。

認定等の手続き

出生や転入などで新たに児童手当の支給を受ける場合は、申請が必要です。申請が遅れると、手当の一部を受けられない場合があります。

対象児童数の増減、他市町村への転出、口座名義の変更などの場合も、手続きが必要です。

現況届について

原則、現況届の提出が必要になりました。

一人あたりの月額

- ・3歳未満…一律1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前…1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生…一律1万円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)養育している児童のうち、3番目以降をい

ます。

支給方法・支給日

- ・受給者名義の口座に、次のとおり振り込みます。
- ・2～5月分…6月5日
- ・6～9月分…10月7日
- ・10～1月分…2月5日

申請・問い合わせ

児童を養育している方の所得額が左表の②以上となる場合は、児童手当等は支給されません。支給されなくなったあとに、所得額が②を下回った場合には、改めて認定の手続きが必要です。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (本人分のみ)	収入額目安 (給与収入のみ)	所得額 (本人分のみ)	収入額目安 (給与収入のみ)
扶養親族等の数	622	833.3	858	1,071
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960.0	972	1,200
4人	774	1,002.0	1,010	1,238

所得限度額

手当の全額または一部を、子育て支援のために寄付することができます。詳しくは問い合わせください。

申請・問い合わせ

- ・市子ども課子ども・子育てグループ
- ☎ 23-6529
- ☎ 23-6530

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図るための制度です。

対象者

- ①父または母が重度の障がいがある児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童

- ⑧未婚で出生した児童
 - ⑨遺棄などで父母がいるかいないか分からない児童
 - ※18歳に達する日以降の最初の3月31日(18歳年度末)までの間にある者。
- ただし、心身におおむね程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで

手当額

受給者の所得額に応じて、左表のとおりとなります。

児童の数	令和6年4月からの手当額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人	上記に10,750円加算	上記に10,740円～5,380円加算
3人以上	上記に6,450円加算	上記に6,440円～3,230円加算

支給方法・支給日

受給者名義の口座に、2か月分を、次のとおり振り込みます。

- ・5月13日、7月11日、9月11日、11月11日、1月14日、3月11日

新規認定の手続き

児童扶養手当を受けるためには、申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①戸籍謄本(申請者と児童の分)
- ②家族全員のマイナンバー
- ③家族全員の健康保険証
- ④申請者の預金通帳
- ⑤年金手帳
- ⑥アパートの契約書など住宅の状況が分かるもの

※その他必要な書類がある場合があります。

公的年金を受給している方へ

遺族年金や障害年金などの公的年金等の受給額が、児童扶養手当より少ない方は、差額分の児童扶養手当を受けられます。

すでに児童扶養手当を受けている方が、新たに年金を受給する場合は、手続きが必要です。

詳しくは問い合わせください。

申請・問い合わせ

- ・市子ども課子ども・子育てグループ
- ☎ 23-6529
- ☎ 23-6530



更新で安心！ 子育て支援事業

子育て支援事業に登録している方は、毎年度、更新手続きが必要です。

まだ登録したことがない方も、この機会に登録してみませんか。事前に準備しておく、何かあったときにも安心です。

一時保育事業

保育所で一時的にお子さんを預かります。ご覧ください。

病児保育室はぐくみ

風邪などで学校、保育所、幼稚園に行けないお子さんを預かります。

お問い合わせ

- ・市子ども課
- ☎ 23-6529
- ☎ 23-6530



公式HP